

令和6年10月

お客さま各位

淡陽信用組合

未利用口座管理手数料の引落しについて

平素より淡陽信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、お客さまに預金口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正に利用されることによる犯罪の発生やお客さまの被害を未然に防止することを目的として、令和3年10月に長期間ご利用のない預金口座（以下、「未利用口座」といいます）を対象とした「未利用口座管理手数料」（以下、「本手数料」といいます）の新設および未利用口座の残高が0円となった場合は口座を解約させていただく旨を定め、お客さまに周知して参りました。

今般、9月30日に判定基準日を迎えたことにより、最終のご利用日から2年間以上にわたり一度も利用されておらず、かつ、残高が1万円未満の口座につきましては、令和7年1月以降に本手数料を引落しさせていただきます。

なお、未利用口座管理手数料および未利用口座に係る自動解約の内容につきましては次項のとおりです。

以 上

<「未利用口座管理手数料」及び未利用口座に係る自動解約の内容について>

取扱い開始日	令和3年10月1日
内 容	長期間（2年以上）未利用かつ残高が1万円未満となる普通預金口座（無利息型普通預金口座、総合口座を含みます）を「未利用口座」として取扱いさせていただき、口座維持・管理にかかる手数料（「未利用口座管理手数料」）をご負担いただきます。 ※盗難・紛失等によりご利用を停止している未利用口座も未利用口座管理手数料の対象となります（手数料をご負担いただきます）。 ※以下のいずれかに該当する場合は、未利用口座管理手数料の対象外となります（手数料をご負担いただく必要はありません）。 ・未利用口座が教育資金一括贈与口座、西日本建設業保証預託金口座、後見制度支援預金口座、公金口座等である場合。 ・未利用口座のある店舗で定期性預金のお取引がある場合 ・未利用口座のある店舗でお借入（当座貸越契約を含みます）がある場合
対 象 者	個人（個人事業者を含みます）のお客さま、法人のお客さま、団体のお客さま
判 定 条 件	毎年9月30日現在において、最終のご利用日から2年以上一度もお取引がなく、残高が1万円未満の口座を未利用口座とさせていただきます。 ※お取引には、通帳記帳、該当口座に対する利息の付与および未利用口座管理手数料の引落しは含みません。
未利用口座管理手数料に関するご案内について	未利用口座管理手数料をご負担いただく対象となる未利用口座をお持ちのお客さまには、事前にお届出住所宛てにご案内を発送いたします。 ※送付したご案内が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ご案内の発送後、一定期間（3ヶ月程度）を経過しても対象口座のご利用または解約等のお申し出がない場合は、未利用口座管理手数料をご負担いただきます（引落しさせていただきます）ので、それまでに口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。 ※翌年以降もお取引のない状態が続く場合は、同様に未利用口座管理手数料をご負担いただきます（引落しさせていただきます）。
手 数 料 引 落 日	判定日の翌年1月以降に引落します。
手 数 料 金 額	年間1,320円（税込）
自 動 解 約 の 概 要	未利用口座管理手数料の引落しの際に未利用口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当した上で未利用口座を自動解約させていただきます。 ※残高が元々0円の未利用口座を含みます。 ※口座残高以上のご負担および自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。
注 意 事 項	・未利用口座が自動解約された場合、各種料金等の自動支払いその他未利用口座に直接関連する各種お取引がこの未利用口座についてあるときには、未利用口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者へ通知することなく解約させていただきます。 ・未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

以 上